

今月のおもな内容

- ・京丹後市誕生の前後…………… P1
- ・京都北部自治体学校開催要項…………… P3
- ・指定管理者制度のチェック…………… P4
- ・研究最前線① 土居靖範先生…………… P7
- ・広原盛明先生の美しきレポート… P8
- ・宇治市職労の市政研究会…………… P9



住民の目から見た京丹後市誕生の前後

今西 英雄 丹後六町の合併問題を考える住民会議代表委員
 久美浜町住民投票を求める請求代表者

最初に、丹後六町の合併は、国民いじめ・自治体破壊の「小泉行革」を受けて、国と府が、京都府内最初の合併として強引に押し付けたもので、一住民として、強く抗議の意志を表明しておきたい。

私は、42年間、自治体職員として行政にかかわり、退職後の15年間は、ひとりの『住民』として住民運動に参加してきた。これらの間、『住民こそが主人公』をものさしとしてきた。

ただ、このレポートを3月にまとめているが、皆様の目にふれるのは、おそらく「京丹後市」発足後の混迷中の4月となることを念のためお断りしておきたい。

(1) 丹後六町合併問題での住民のエネルギーに確信

いま、丹後の住民は、元気である。

3年前、丹後六町合併問題が浮上して以来、いち早く「丹後六町の合併問題を考える住民会議」が立ち上げられ、「六町の合併問題を考えるシンポジウム」、大小規模の「学習集会」、多面的な宣伝活動、全地域対象のアンケート活動、京都府・各町など行政当局・「合併協議会」などへの数次にわたる申し入れなど、ねばりづよく地道な取り組みを続けてきた。

これらの運動の前進が基礎にあって、歴史的意義のある丹後六町のすべてで、『合併の是非は、住民投票で』の直接請求署名が大きく成功した。

丹後全体で20940人（全有権者の40%）の署名（久美浜町では50%）を集め、自署しないものは無効、期間も僅か1か月など、多くの制約のなかで、受任者1000人以上（久

美浜町では300人)を組織して、かつてない
壮大な運動となった。

合併を強引にすすめる京都府、各町行政
当局、合併推進議員らは、地縁、血縁など
あらゆる手段を使って、運動の失敗を画策
した。この運動が、有権者の多数の署名を獲
得すれば、住民投票条例の否決が困難とな
り、住民投票で「合併反対」が住民多数の
意志表示となることを恐れたためである。

これらの住民運動の貴重な成果と、住民
のエネルギーを抜きにして、「京丹後市誕生
の前後」を語ることはできないし、合併が
強行されたとはいえ、丹後住民のエネルギ
ーは健在であり、今後の「まちづくり」に
大きな力となることを確信している。

(2)「合併劇」は、住民犠牲の姿をまず まず浮き彫りに

ところで、かつてない住民運動のひろが
りの中で、合併推進はどのように行われ、
変化していったのであろうか。

当初、京都府や各町の行政当局の説明の
中心は、国の指導によって「住民サービス
は高いほうに、負担は低いほうに」「合併す
れば財政の危機は打開できる」のスローガ
ンで「合併こそ市町村の生きる道」を強調。

例えば、国は、兵庫県篠山市を町村合併
の手本として宣伝した。一時期、多くの市
町村が押しかけたという。しかし、篠山市
は、合併して僅か4年で、住民への約束は次
々と反故にされ、支所には一桁の職員、学
校統合の推進、住民サービスの切捨て、負
担増。にもかかわらず、財政の破綻は見る
も無残と。まさに、合併の「悪しき見本」

となり、国の宣伝からも姿を消した。

また、丹後では、「住民サービスは高い
ほうに、負担は低いほうに」のスローガン
は、結局具体化できず仕舞いで、もっぱら、
各町の財政問題の解決策として、合併を住
民に押し付けてきた。「合併協議会」と各町
行政は、「合併後の財政計画」なるものを、
いくたびか住民に説明を試みたが、結局、
説明不能のままで推移し、新市に移行しよ
うとしている。例えば、久美浜町長は、「各
市民局に職員を半数残す計画で、『類似団体』
並みの財政運営が可能か」の質問に対して
も、「財政は二の次だ」と開き直る有様。

住民の要望のなかで行ってきた各町の独
自施策の廃止・縮小、国保税・水道料など
住民負担の引き上げが、現在の各町の議会
にも十分な説明もなく、新市移行の4月1日
市長職務執行者によって強行されることにな
っている。「京丹後市」が市民を主人公と
する市政としてすすめる意志があるならば、
当面必要な義務的経費など骨格の暫定予算
を組み、住民負担は最悪でも現状維持とし
て、新市長、新市議会において、徹底した
審議を経て住民の暮らしをまもる施策を執
行すべきである。

いま、丹後各町では、3月31日の閉町を前
にして、かけこみの仕事を競い合っている
といわれている。新市への「負の財産(借
金)」が、いっそう増大するであろうと予想
され、例外のない国の地方交付税の大幅削
減などと併せ、新市の発足は、異様なまで
の財政破綻が危惧されるなかでの混迷の一
歩を踏み出すことになる。それは、住民負
担増の押し付けと行政サービスの切捨てな
ど住民犠牲の道であり、合併特例債などを

使っての箱ものづくりなど、5年、10年後の致命的な財政破綻の道に落ち込みかねない。

(3) 新市のまちづくりは住民が主人公で

このような状況の中で、丹後の住民は、蓄積されたエネルギーを生かして、どう展望をきりひらくのか。地方自治を確立する課題、とりわけ、京丹後市の住民が主人公のまちづくりでも、歴史の歯車を逆に回そうとする妨害は、今後も強まるだろうが、

映画のセリフでもないが、「丹後の住民は、どっこい生きている」。

いま、丹後では、住民投票条例制定を求める取り組みなどでがんばった、請求代表者の党派をこえた多くの有志が、「懇談会」をもち、運動の成果を確信にして、『住民の声を大切にする京丹後市へ』の前進を語り合っている。それは、市長選挙、市会議員選挙での勝利はもちろん、住民のエネルギーを京丹後市のまちづくりに生かす芽生えが見えてきている。

新緑の中で農業と地域の未来、食の安全を語り合いませんか！

第3回京都北部自治体学校 開催要項

1. 日時 2004年5月22日(土) 17:30~19:30
2. 会場 赤岩小屋(舞鶴市・西方寺平のログハウス)
3. 演題 「農業者として生きること、学ぶこと」(仮) 講師 霜尾 共造氏
4. 内容 霜尾氏は、愛農高校から三重大、スイス留学を経て、2年前に故郷舞鶴で就農された25歳の農業者です。これまでの体験をふまえながら、農業への思い、農業経営の現状と課題、食の安全などについて語っていただく
5. 日程 17:30~19:30 講演と質疑
19:30~21:00 交流会
6. 参加費 ①講演は無料、②交流会は1500円、③宿泊は500円。
①~③の通し参加者は、合計2000円となります。
7. 宿泊希望の方にお願ひ
(1) 赤岩小屋には、風呂・シャワーがありません。ご容赦を。
(2) 布団はありますが、毛布を1枚ご持参ください。
(3) 参加者の地域の特産等の持ち込み、大歓迎
8. 会場の都合で先着20人で締め切ります。申込者に後日詳しい案内と地図を送付。

申込先：舞鶴市職員労働組合書記局

電話0773-62-2316 FAX0773-64-5515

Email: maisishoku@mxn.kansai.ne.jp

公の施設の指定管理制度について

ーそのチェックポイント

京都南法律事務所 弁護士 中尾 誠

条例改正、見直しが必至

ねらいは

国内での儲け口が少なくなった、財界にとって、自治体が大きな「市場」として、クローズアップされてきた。2004年が「官製市場改革元年」（「財界」新春特別号）と言われるゆえんである。また、自治体の財政難がこのことに拍車をかけている。

地方自治法の改正

昨年6月に地方自治法244条の2が改正された。改正点の中心は、「条例の定めるところにより、その（公の施設の）管理を地方公共団体が出資している法人等に委託することができる」から、「条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、公の施設の管理を行わせることができる」（同条3項）だけである。

しかし、この改正により、委託先が公の施設管理の委託先がこれまでの公共（的）団体という限定が無くなり、民間企業が参入できるようになった。

いまある管理委託制度による施設については、法施行後3年間の経過措置がもうけられている。2006年9月1日までは、新たに条例を制定して、指定管理者制度に移行するか、直営に戻すかの選択が迫られる。

地方独立行政法人化とか、PFIによる施設の建設、ある事業の民営化などの場合は、制度の導入はしてもしなくても良いが、この場合だけはそうではなく、その間に条例制定（改正）がなければ、管理委託の根拠がなくなることになる。必ず、課題として現れるのである。

公の施設とは

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地自法244条）と定義され、保育所、老健施設、病院、会議場、公民館、図書館、都市公園、公共下水道、小中学校など広範なものが含まれる。一度、あなたの自治体の公の施設の一覧を作成してください。

すべての公の施設が対象か

この制度の対象となる公の施設の範囲に

については地方自治法上は限定がない。ただし、ただちに個別法の規制を解除するものではない。たとえば、学校の管理者は設置者である国、自治体、学校法人に限られる。社会福祉法2条の定める第一種福祉事業（老人ホームなど）の経営は、原則として国、自治体、社会福祉法人に限られる。また、公民館については営利事業は禁止され、公立図書館では入館料その他いかなる対価徴収も禁止されている。したがって、現状では個別法による市場化への障害は多数残されている。

しかし内閣府は2003年11月に「行政サービスの民間開放等に係る論点について」を出し、多くの点で旧来の見解を変更する（緩和する）解説を行っており注意を要する。

各地の動きは

横浜市港湾病院の管理についての条例改正、山梨県「丘の公園」の管理公社から民間企業での委託替え、東京都中野区保育所への導入、仙台市の新設「子育てふれあいプラザ」の管理者に特定非営利活動法人（NPO法人）の指定など、各地で動きが急である。

また、今ある管理委託施設についての条例改正を期に「公の施設」全般についての見直しも考えられる。

企業からの働きかけについては、たとえば、LECは、「株式会社による公設民営型学童クラブ設置のご提案」という文書を自治体に送りつけている。体育施設の管理を行っている会社などの自治体への売り込みもある。あなたの自治体ではそのような動き

はありませんか。

制度のあらまし

「指定管理者の指定手続き」、「業務の範囲」等を定めた条例に基づき、自治体は、あらかじめ議会の議決を経て、指定管理者を指定する。指定管理者は、条例の枠組みの中で自ら利用料金を設定し、これを自らの収入として収受することができ、利用料金と自治体から交付される委託料で経営する。

指定管理者は、毎年度終了後、自治体に事業報告書を提出し、自治体は、指定管理者に対して業務又は経理の状況に関して報告を求め、調査や必要な指示をすることができる。指定管理者がその指示に従わないときや管理が適当でないと認めるときは、指定の取消、停止をすることができる。

全般的問題点は

管理委託される場合でも、公共的団体に限定されてきたことにより、自治体のチェックがそれなりにあったが、民間企業に管理が委ねられることによりチェックができなくなり、住民サービスが低下しないか、利用料金はどうなるかということがある。そもそも「公の施設」について、企業の利潤の対象となることの問題性もある。

また、地自法上の兼業禁止の適用がなく、長や議員本人又は親族が経営する会社が指定管理者になることも排除されておらず、新たな利権の対象となる。

現行の「自治体の出資法人等」の存続問題

繰り返しになるが、2006年9月までに必ず決着をつけることになる問題である。山梨県丘の公園問題では、公社が新たに管理者に指定されなかったことにより、公園公社に働いていた職員が全員解雇となった。新たな指定管理者には旧来の「自治体の出資法人等」の職員を継続雇用する義務はない。

自治体で条例を定める時に、公募としなような規定の制定が大切である。また、公募の手続きとなった時でも、これまでの実績を示して選定されるような働きかけが必要である。

そのためにも、今している仕事が他の民間会社では出来ないこと、仕事の優位性を、住民の中に明らかにしていくこと、また、民間会社が選定されることになれば、住民サービスの低下をもたらすことを広く宣伝して行くことが必要である。

あなたの自治体で今ある委託業務の一覧を作成してください。

直営事業の指定管理

地方独立行政法人、完全民営化などとの比較の上で現在の直営事業について指定管理者制度の導入がされることが、今後増加すると思われる。民間会社からの働きかけがある場合はそれに拍車がかかることになる。

自治体内外の動きに注意を払ってください。あなたの自治体ですでに作成されている「行財政改革大綱」、「出資法人見直し計画」などではその点は触れられてませんか。

新規事業の指定管理

PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）においては、公共施設の民間企業による整備の推進が謳われている。そこでは施設の建設から資材の調達までが対象とされているが、指定管理者制度は施設建設後の管理全般を丸ごと民間企業に委ねることを可能にするものである。今回の地自法改正の目的の1つはPFI事業との連携であった。

今後、自治体においてもPFIによる建設、それに引き続く管理を指定管理で、という動きがでてくると思われる。新規事業の計画の段階でそのような動きは分かるはずであり、当然、指定管理も前提としており、PFIの有効性とあわせての検討を早い段階ですることが大切である。

おわりに

地方独立行政法人制度とは異なり、すべての自治体で、また、すぐに問題となることであり、この機会に、皆さんの自治体の実情についての見直しをしてください。

(参考資料)

指定管理者制度と緊急にどう闘うか（自治労連2004年1月）

地方公務員法の一部を改正する法律の概要について」（自治研究669号17頁）

交通基本法の制定に向けて

交通権の理論化と政策論を研究中

土居 靖範／研究所理事長・立命館大学経営学部教授

私は2003年7月から交通権学会の会長をつとめています。交通権学会は、交通を権利として探求する学際的・実践的な学会として、1986年に発足しました。会員は現在300名ほどです。私はその設立に加わり交通権について研究してきました。現代生活には交通が不可欠で、交通権とは「現代社会の移動の権利」といわれるものです。

この交通権は、嫌煙権や日照権などと違い、まだ馴染みのない概念かもしれません。ただ、この言葉は最近になって登場したわけではありません。1982年にフランスで制定された国内交通基本法に盛り込まれ、その4年後に日本で「交通権学会」が発足しています。日本国憲法にうたわれている基本的人権に、居住・移転および職業選択の自由、生存権、幸福追求権、教育を受ける権利等がありますが、それを実質的に実現する権利としてすべての国民に移動する権利＝交通権を保障することが重要といえます。

この交通権の内容や位置づけを理論的に深めることが大きな課題といえます。交通権については、交通権学会編で『交通権憲章』が1999年7月日本経済評論社から出版されていますので、ご参照

いただければ幸いです。

その交通権を勝ち取るには法的根拠がいりますから、それを盛り込んだ「交通基本法」を制定することが急がれます。現代日本には、都市部、地方部を問わず交通をめぐって解決すべき課題が多くありますが、解決し豊かな交通の実現への道を開くには、交通権保障を国と地方自治体の責務とする交通基本法の制定が必要です。その実現方法を研究し、具体化することが重要といえます。

最近ヨーロッパ諸国では続々と交通基本法や総合交通法規が制定されていますが、いずれも交通権の保障をバックボーンにしています。あまり知られていませんが、日本でも民主党が交通基本法法案を作成し、他党にも働きかけ2002年6月民主・社民の2党より衆議院に提出しています。しかしこの法案は趣旨説明の機会も与えられず、「お蔵入り」となっています。この間の動きをみて、国民的には交通基本法の必要性が理解されるところまで至っていないという印象を持っています。

交通基本法の内容を豊富化し制定を実現する手だてを研究し、国民的な大運動を展開すること、それが今切実に求められているのではないのでしょうか。

都市にとって美しさとは

広原 盛明（前京都府立大学学長）

昨年の秋まで、私は宇治市都市景観審議会の一員だった。いうまでもなく、宇治市は宇治上神社や平等院鳳凰堂などの世界遺産が登録されている美しいまちである。宇治橋から見た宇治川上流一帯の水辺景観は、世界遺産の評価に恥じないものだ。まさに「世界第一級の都市景観」だと言っていい。私はこの辺りを「宝石のような美しいまち」だと形容したが、大方の委員も同意見だった。

ところがである。いったん視線を南に転じると、2棟の高層マンションが無遠慮に目に飛び込んでくる。宇治橋商店街に沿って立つ40メートル超の高層マンションだ。平等院から僅か400メートルしか離れていない。平等院からみると木立の上にとびえ立っている。聞けば、1994年12月の世界遺産登録の直前と直後に相次いで建設されたのだという。私はこのような無残な景観破壊が堂々と罷り通っていることが信じられなかった。世界遺産登録の大前提条件として、なぜ高層マンションの規制が行われなかったのか。

事柄はそれほど複雑ではない。都市計画法・建築基準法で商業地域にゾーニングされている宇治橋商店街一帯が、現在もなお高度制限のない「青天井」のままなのであ

る。だから、これからも高層マンションが続々と建設される可能性が残っている。問題はなぜこんな自明のことが実行されなかった（されない）かである。考えられる原因は二つだ。一つは「これほど近くに見えるとは思わなかった」という単純ミスである。でも、これは何が何でも宇治市の担当職員が可哀相だ。気づかない筈がないからだ。だとすれば、何らかの理由で高度規制をかけることに政治的ブレーキがかかったとしか考える他はない。

大いにあり得るのが、高度規制をかける土地の自由が妨げられて地価が下がるというバブル時代の発想である。だが地価が20年前の水準にまで暴落し続けている現在では、もう誰もそんなことを信じる者はいないだろう。逆に、世界遺産周辺地域にふさわしい厳しい高度制限と景観規制を課すことによって地価の下落を食い止め、土地の資産価値を維持できると考える方が自然だ。どうしてこんな簡単なことが分からないのだろうか。

しかし深読みすると、もう一つの別の背景が浮かび上がってくる。それは宇治橋下流一帯に広がるユニチカ工場の跡地利用問題だ。この敷地は工業地域にゾーニングされ、やはり高度制限が課せられていない。

広大な用地であるだけに、これから高層マンション団地として開発することが充分可能だ。JR京都線のスピードアップにともない宇治駅周辺の開発ポテンシャルは増しつつあるだけに、そのことが大規模高層マンション団地建設の引金にならないか懸念される。

昨年2月の答申の中で、私は「宇治市はすべてが美しくなければならない都市」、

「宇治市は美しくあることを世界から求められている都市」、「宇治市の都市計画・まちづくりは、この美しさを継承し創造していくことを最高理念として構築され、追求されなければならない」と提起した。

今度の宇治市長選挙において、この都市景観問題をめぐって市民の賢明な選択が実現することを期待したい。

(実践報告)

宇治市職労自治研部 「市行財政分析研究会」の取り組み

宇治市職労執行委員・自治研部長 梅原 孝

1、宇治市職労と自治研究活動

宇治市職労は、「地域住民の繁栄なくして自治体労働者の真の幸せはない。」というスローガンのもとに、全国の自治体労働者の仲間の先進的な取り組みに学んで奮闘してきました。

清掃分会が市民の強い要求であった「可燃ごみの週二回収集」を人員機材を増やさず、市民の協力を得て「定点方式」という新たな方法を考えて実現させたことや給食分会が米飯給食を「自校炊飯方式」というこれも人員機材を増やさずに組合員の努力で実現させてきました。

こうした取り組みは、市民分会の「連

絡所の開設と窓口改善」など多くの職場、分会で取り組みがされました。

2、今、改めて問われる自治研活動の重要性

こうした取り組みは、革新市政から保守市政に変わるなかで、行政のやり方がトップダウン方式に変えられるなかで難しい状況となりました。

さらには今、小泉自民公明連立政権による「三位一体の改革」などの新たな地方自治破壊の攻撃が強まっているもとで、戦後の1955年に「今の自治体は、住民の要求を実現する機関ではなく、住民の要求をそらしたり、住民と対立する

機関になっている。そしてお役人である自治体労働者はいわばその手先として住民をいじめている。」と指摘される中で、自治研活動が始まったように、今、改めて自治研活動の強化が求められる時代になっています。

3、宇治市行財政研究会の取り組み

このような中で、市職労として自治研活動の強化を各職場・分会に提起するとともに、自治研部としてもまず宇治市の行政財政の現状について学ぼうと「宇治市行財政研究会」をスタートさせるべく、2002年10月に研究会のメンバーを公募してすすめることを組合員に訴えました。

そして11月7日に第1回研究会を、開催しました。

研究会のメンバーは、執行部より自治研部4名と各分会協議会議長、各部部長、そして公募した組合員8名で開催しました。

また、京都自治体問題研究所の協力を得て開催していくこととなりました。

4、行財政研究会の活動内容

第1回は、11月7日に研究会の目的や運営方法について議論。会の目的は、①宇治市財政の現状について学び研究する。②自治体財政のあり方について知識を広める。③財政を通じて宇治市政のあり方を考える。とし、会の運営は、月1回を基本に開催していくこととしまし

た。

第2回は、12月13日に自治体問題研究所の初村丈而先生より「財政分析初歩講座」として「決算統計書の見方について」解説していただきました。

また今後の各分野毎の研究日程と責任分担についても議論、確認しました。

第3回は、03年2月8日に市内ウオッチングを実施。まず毎年1億円以上の赤字経営となっている市植物公園を見学。本間園長等から直接園の概要と施設内を見学、説明をしていただき、この後、大久保周辺・大久保自衛隊や日産車体が撤退した跡地を見学。続いて京滋バイパス・久御山巨大ジャンクションを見学。続いて府道の渋滞緩和のために建設中の黄檗山手線・山麓バイパスのトンネル工事現場を見学。同工事現場の中村副所長等から会議室で概略の説明を受けた後、実際にトンネル工事現場内を見学しました。続いて、市営の源氏ミュージアム、天ヶ瀬ダム、市斎場を見学して回りました。

この後、春闘や組合役員の改選などで実施出来ず、第4回は、10月17日の開催となりました。研究内容は、初村丈而先生より「宇治市財政の現状をどう見るのか」についてポイントとなるべき問題を指摘頂き議論しました。

第5回は、11月19日に開催。市が9月議会に突然、「公立保育園の公設民営化を17年度より1園を実施する」との提案をしたため、「保育所民営化問題」について自治研部がまとめた資料に基づいて議論しました。この内容は、直ちに「自治研情報誌」（B4版で24ページ）

として 12 月上旬に発行し、各種の交渉などにおいて活用されています。

第 6 回は、04 年 2 月 24 日に開催。

第 7 回は、3 月 4 日に「教育問題について」開催。宇治久世教職員組合の上谷書記長より、教育をめぐる現状と現場の要求・願いについて、詳しく報告をいただき、議論しました。

第 8 回は、「福祉問題について」市職労元副委員長の宮本繁夫宇治市議より報告、議論しました。

この後、5 月には、「消費経済・交通・国保」、6 月には、「環境・清掃」、

市職労建設分会協議会議長の吉村さんより「宇治市の建設行政、街づくり」について報告、議論しました。

7 月には、「水道・下水道」、8 月には「消防・防災・景観」の各分野を研究する予定で、9 月にはまとめていきたいと考えています。

また、4 月 27、28、30 日に地域住民懇談会を開催することや住民要求聞き取り調査（葉書付ビラ配布）などを行って、市民が願っている市政実現へ頑張りたいと考えています。

学ぶ、語る、つながる、京都から発信

第 2 回 京都自治体学校

8 月 28 日（土）～29 日（日）

お役に立つ企画いっぱいの学校づくり
実行委員会で運営します

（よびかけ団体）

京都自治体問題研究所・京都自治労連

第 46 回 自治体学校

8 月 7 日（土）～9 日（月）

静岡県静岡市

**加茂理事長「自治体をめぐる動きは
関ヶ原というより大阪夏の陣」**

*近く要項が発表されます。

参加をぜひご予定ください。

社団法人 京都自治体問題研究所 第 29 回総会

日 時 2004 年 7 月 17 日（土）午後 1 時受付 1 時半開会

場 所 職員会館「かもがわ」 2 階 大会議室

議 案 ・ 2003 年度活動報告と会計決算報告

・ 2004 年度研究活動方針案

組織財政方針案と会計予算案

（記念講演も準備中。研究所の飛躍へぜひご参加・ご発言ください）

ご協力のおねがい

京都研究所の会員拡大

「住民と自治」誌の読者拡大

◇京都自治体問題研究所は、住民が主人公の自治体を共同してつくろうのねがいをこめて、学習・調査・研究活動をすすめる京都でただ一つの研究所です。中央の研究所や全国26地域の研究所とネットワークを結んでいます。研究所は住民、自治体職員、研究者などの会費によって運営され、努力の成果を提言として発表しています。

個人会員 年間 10,000円 読者 年間 6,000円

◇この3月で退職された会員・読者のみなさん。再任用職場や居住地域でひきつづきご購入いただき、地域での諸活動にご活用していただくようお願いします。

【京都研究所だより】

◎4月1日より新しい事務局体制がスタートしました。

三名のワークシェアリングスタッフです。

平井勝（事務局長）、則包雄三（前事務局長）、中松清です。よろしく

◎京都研究所所報4月号をお届けします。題字もイメチェン、さらに改良。

みなさんのご協力と意欲的な紙面づくり、で12ページ建てとなりました。

*緊急現地レポ 京丹後市誕生前後、住民主人公の熱気が感じられ圧巻。

*指定管理者制度 法律家の目からチェックポイントを提起いただく

*新企画 研究最前線 学者・研究者リレートーク始まる 必読のコーナー

*新連載 広原盛明先生の美しきマンスリー 持続可能な社会づくりへの提言

*実践報告 宇治市職労の市政研究会中間報告。みなさんの組合でもぜひ。

*開催要項 北部自治体学校です。北から南から学習・交流・研究のうねりを。

◎京都所報、5人の編集会議がスタートしました。役立つ紙面づくりを集団討議

職場と労組の現場のみなさん、事務局で構成。2～3ヶ月に一度開催します。

・各方面で頑張っている府民に登場いただく「参加型紙面」へ。

・苦労とロマンにみちた生きた実践を反映する「リアルな紙面」を。

・会議の結論は「企画がカギ」。ぜひみなさんの企画と意見を。

◎新事務所へお立ち寄りください。（冷蔵庫、TVはありませんが…）

中京区夷川室町東入る パルマビル2階（地下鉄丸太町出口6番から5分）

ホームページ